

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	111,663 千円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	2,236,294 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	149,914	811	2,793	32,721	8,630	104,959
	障害者福祉事業	298,776	204,411	0	3,952	6,869	83,544
	児童福祉事業	480,442	211,624	14,500	55,240	15,124	183,954
	母子福祉事業	19,390	3,178	0	466	1,196	14,550
	小計	948,522	420,024	17,293	92,379	31,819	387,007
社会保険	介護保険事業	233,581	24,170	0	0	15,909	193,502
	国民健康保険事業	139,318	80,343	0	0	4,480	54,495
	後期高齢者医療事業	231,142	45,954	0	0	14,069	171,119
	小計	604,041	150,467	0	0	34,458	419,116
保健衛生	健康増進事業	1,391	178	0	24	90	1,099
	病院事業	539,014	17,000	40,600	0	36,573	444,841
	疾病予防事業	35,960	86	0	2,972	2,500	30,402
	医療提供体制確保事業	107,366	272	19,500	5,683	6,223	75,688
	小計	683,731	17,536	60,100	8,679	45,386	552,030
合計		2,236,294	588,027	77,393	101,058	111,663	1,358,153

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。